

この取組方針案の内容は、現時点での防府市教育委員会としての考えであり、今後、関係団体等との協議や国県からの支援方策の提示などを受け、さらに検討を進める中で変更となる場合があります。

第4回部活動改革推進協議会 資料

～ 将来にわたり子どもたちが希望する「文化芸術・スポーツ活動」
に継続して親しむことができる“環境づくり”を目指す ～

令和6年度 地域クラブモデル事業(案)の概要



令和6年(2024年)1月23日 (火)

◆事業の目的

部活動の地域移行に関する実証を行い、地域移行に向けた課題(地域指導者の確保、関係団体・分野との連携強化等)の解決方策等を行うことを目的とする。

◆履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

◆モデル事業対象種目(調整中)

柔道部、剣道部、軟式野球部、吹奏楽部

市内に活動拠点がある競技団体や文化芸術団体等(10団体程度)に 対して、「地域クラブ」の実施主体に担っていただこうと考えている下記業務内容を委託する。

- ①クラブ員の入退部管理及び、地域クラブ管理事務局へのクラブ員名簿の提出
- ②活動計画(年間、毎月)の作成とクラブ員への周知、地域クラブ管理事務局への提出
- ③技術指導、安全管理、大会等への引率
- ④指導料、保険料、大会参加費等の会費の集金
- ⑤クラブ員、指導者のけが等を補償する保険、個人賠償責任保険への加入手続き
- ⑥指導者への謝金の支払
- ⑦会計管理及び会計報告の実施
- ⑧保護者、クラブ員に練習日等の連絡
- ⑨市立中学校への生徒の活動状況の報告
- ⑩大会・コンサート等のスタッフとしての大会運営への参画

地域クラブの認定要件(令和7年8月以降)(案)

取扱注意

この取組方針案の内容は、現時点での防府市教育委員会としての考えであり、今後、関係団体等との協議や国県からの支援方策の提示などを受け、さらに検討を進める中で変更となる場合があります。

- ①活動拠点を防府市内に置いた地域クラブであること
- ②スポーツ庁及び文化庁が策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」、山口県が策定した「新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」に準じた活動を行う地域クラブであること
- ③適切な活動時間や休養日等を設定していること(週当たり2日以上 of 休養日を設けるとともに、練習日は平日が2時間程度、土日はどちらかで3時間程度とすること)
- ④活動状況について、定期的に生徒の在籍校と情報共有等が行われていること
- ⑤公認スポーツ・文化芸術指導者資格を有している、または市が基準として示す指導者研修会等を受講した指導者が携わっていること
- ⑥規約等に基づき団体の運営を行い、会計については公の場で会計報告を行うとともに承認を受け、適切に執行をすること
- ⑦活動中の事故やトラブル等の管理責任が明らかであり、その解決に向け、必要に応じ地域クラブ管理事務局及び学校と連携する体制が整備されていること
- ⑧活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定していること